

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する訓令

伊勢市防災行政無線局管理運用規程（平成 17 年伊勢市訓令第 30 号）の一部を次のように改正する。

「二見総合支所庁舎内

別表第 1 基地局の項中 小俣総合支所庁舎内 を削り、同表陸上移動局
御菌総合支所庁舎内」

の項中「127 局」を「15 局」に改める。

別表第 2 固定系親局の項中「御菌町長屋」を「楠部町」に改め、同表固定系遠隔制御器の項中「神田久志本町」を「楠部町」に改め、同表 I141 の項の次に次のように加える。

I142	大湊町地内
------	-------

別表第 2 I185 の項の次に次のように加える。

I186	船江 2 丁目地内
I187	津村町地内
I188	上地町地内
I189	浦口 3 丁目地内
I190	辻久留 3 丁目地内
I191	旭町地内
I192	一色町地内

別表第 2 0038 の項の次に次のように加える。

0039	小俣町新村地内
0040	小俣町新村地内

別表第 2 に次のように加える。

M024	御菌町高向地内
------	---------

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の別表第2固定系遠隔制御器の項の規定は平成28年2月29日から、同表固定系親局の項の規定は平成28年3月7日からそれぞれ適用する。

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規程を廃止する訓令を次の
ように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規程を廃止する訓令
伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給規程（昭和44年伊勢市規程
第19号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市公文例規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 4 号

伊勢市公文例規程の一部を改正する訓令

伊勢市公文例規程（平成 17 年伊勢市訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 号中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第5号

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成17年伊勢市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「教育長、」を削る。

附 則

この訓令は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

伊勢市公報発行規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第6号

伊勢市公報発行規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市公報発行規程の一部改正)

第1条 伊勢市公報発行規程(平成17年伊勢市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「各総合支所地域振興課」を「各総合支所生活福祉課」に改める。

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第2条 伊勢市経営戦略会議規程(平成17年伊勢市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 教育委員会事務局事務部長

第3条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第3条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「以下」を「以下この条及び別表第1の2の表注において」に、「第11条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第8号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第9号中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第10号中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第11号中「第18条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第13号中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第14号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第15号中「第3章第6節」を「第3章第4節」に改める。

第6条の表理事の項を削り、同表参事の項中「別表第1」を「別表

第 1 の」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

理事は、その分掌する特定事務について、別表第 1 に掲げる部長及び次長の専決事項並びに別表第 2 に掲げる部長の専決事項を専決する。

別表第 1 の 1 の表 6 の項中「調定」を「調停」に改め、「、総務課長」を削る。

別表第 1 の 2 の表注中「伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第 8 号。以下「規則」という。）」を「規則」に改める。

別表第 1 の 3 の表 8 の項中「(総合支所長は500万円以上)」を削り、「2,000万円未満」の次に「(総合支所長は500万円以上)」を加え、同表11の項中「(総合支所長は30万円超500万円未満)」を削り、「100万円超300万円未満」の次に「(総合支所長は30万円超500万円未満)」を加え、「(総合支所長は130万円超 1 億円未満)」を削り、「3,000万円以上 5,000万円未満」の次に「(総合支所長は130万円超 1 億円未満)」を加え、「30万円超は地域振興課長合議」及び「(総合支所長は30万超1,000万円未満)」を削り、「200万円以上500万円未満」の次に「(総合支所長は30万円超1,000万円未満)」を加え、同表14の項中「(総合支所長は30万円超 1 億円未満)」を削り、「3,000万円以上5,000万円未満」の次に「(総合支所長は30万円超 1 億円未満)」を加え、同表15の項中「(総合支所長は30万円超500万円未満)」を削り、「100万円超300万円未満」の次に「(総合支所長は30万円超500万円未満)」を加え、同表16の項中「(総合支所長は30万円超500万円未満)」を削り、「100万円超300万円未満」の次に「(総合支所長は30万円超500万円未満)」を加える。

別表第 1 の 4 の表 3 の項中「(総合支所長は130万円超 1 億円未満)」を削り、「3,000万円以上5,000万円未満」の次に「(総合支所長は130万円超 1 億円未満)」を加え、同表 3 - 1 の項中「30万円超は、地域振興

課長合議」を削り、同表4の項中「(総合支所長は130万円超1億円未
満)」を削り、「3,000万円以上5,000万円未満」の次に「(総合支所長は
130万円超1億円未満)」を加え、同表4-1の項中「30万円超は、地

域振興課長合議」を削り、同表5の項中

「

(総合 支所長 は 130 万円超 1 億円 未満)	
---	--

」

を

「

	(総合 支所長 は 130 万円超 1 億円 未満)
--	---

」

に改め、同表5-1の項中「30万円超は、地

振興課長合議」を削り、同表6の項中

「

(総合 支所長 は 130 万円超 1 億円 未満)	
---	--

」

を

「

	(総合 支所長 は130 万円超 1億円 未満)
--	---

に改め、同表6-1の項中「30万円超は、地域

」

振興課長合議」を削る。

別表第2の2(2)の表中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から24の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の2(5)の表中「収税課」を「収納推進課」に改め、同表1の項中「納税」を「市税等の納付」に改める。

別表第2の2(6)の表を削る。

別表第2の4(2)の表1の項中「情報法の収集及び発信」を「市政の推進に係る情報の収集及び発信並びに活用」に改める。

別表第2の9(1)の表を削る。

別表第2の9(2)の表中「(2) 生活福祉課」を「生活福祉課」に改め、同表3の項中「(認可地縁団体に係るものを除く。)」を削り、同表に次のように加える。

10 請願、陳情及び要望の受付及び連絡調整			○		
11 地域審議会の開催			○		
12 行財政改革に関する基本的な処理			重要	軽易	
13 公印管守の総括				○	

14	文書の收受、発送及び配布並びに保存				○	
15	庁舎の防火及び避難訓練の実施				○	
16	庁舎等管理の総括に関すること。	特に重要	重要	輕易		
17	共用車両の配車				○	
18	安全運転の指導				○	
19	車両の点検整備及び安全管理				○	
20	地域振興策及び地域総合開発の企画	特に重要	重要	輕易	定例的かつ輕易	
21	市民活動の支援に関する施策の調整		重要	輕易	定例的かつ輕易	
22	地域防災計画の総合調整			重要	輕易	本庁調整
23	防犯灯の設置及び管理			重要	輕易	

(伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第4条 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成17年伊勢市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「教育部長」を「教育委員会の事務局の事務部長若しくは学校教育部長」に改め、「、「次長」とあるのは「教育次長」と」を削る。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第5条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第21号中「総合支所地域振興課」を「総合支所生活福祉課」に改める。

第5条第2項中「総合支所地域振興課長」を「総合支所生活福祉課長」に改める。

別表第1収の項を次のように改める。

収推	総務部収納推進課
----	----------

別表第1債の項、二地の項、小地の項及び御地の項を削る。

(伊勢市防災行政無線局管理運用規程の一部改正)

第6条 伊勢市防災行政無線局管理運用規程（平成17年伊勢市訓令第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「地域振興課長」を「生活福祉課長」に改める。

(伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第7条 伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成17年伊勢市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表小俣総合支所部会の項中「小俣総合支所地域振興課」を「小俣総合支所生活福祉課」に改め、同表御菌総合支所部会の項中「御菌総合支所地域振興課」を「御菌総合支所生活福祉課」に改め、同表教育部会の項中「教育部長」を「教育委員会事務局事務部長」に改める。

(伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第8条 伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程（平成17年伊勢市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 総務部収納推進課長

第4条第2項中第13号から第15号までを削る。

第9条中「総務部収税課」を「総務部収納推進課」に改め、同条ただし書を削る。

(伊勢市契約審査委員会規程の一部改正)

第9条 伊勢市契約審査委員会規程（平成17年伊勢市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中「教育部長」を「教育委員会事務局事務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会文書管理規程を次のように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康裕

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会文書管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊勢市教育委員会における文書の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(文書の管理)

第2条 この規程に定めるもののほか、文書管理については、伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の規定の例による。ただし、指導要録等、法令に定めがある場合は、その定めるところによる。

(文書の記号)

第3条 施行する文書に付ける記号は、次のとおりとする。

文書番号	所管部署
教総	教育総務課
学	学校教育課
社	社会教育課
ス	スポーツ課
文	文化振興課
研	教育研究所

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市教育委員会

委員長 中西 康裕

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市教育委員会事務決裁規程及び伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務決裁規程(平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「決定手続」を「決定、専決及び代決」に、「定めるものとする」を「定めることにより、事務処理に対する責任の所在を明らかにし、行政事務の能率的な運営を図ることを目的とする」に改める。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 部長等 伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号。以下「処務規則」という。)

第5条第1項に規定する事務部長及び学校教育部長をいう。

第2条第6号を削り、同条第7号中「館長」の次に「、センター長」を加え、同号を同条第6号とし、同条第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号及び第13号を削る。

第3条第1項前段中「教育部長」を「当該事務を担当する部長等」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「教育部長及び教育次長」を「部長等」に改め、同条第3項前段中「教育部長」を「部長等」に、「教育次長」を「主管の課長等」に改め、同項後段及び同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

第4条を次のとおり改める。

(部長等専決事項)

第4条 部長等は、次に掲げる事項について専決することがで

きる。

部長等共通専決事項

- (1) 課長等及び係長以外の職員の事務分担の承認
- (2) 課長等及び副参事の出張命令及びその復命の受理
- (3) 課長等及び副参事の休暇、遅刻、早退等の承認及び欠勤届の受理
- (4) 課長等及び副参事の勤務時間及び週休日の割振り
- (5) 課長等及び副参事の週休日の振替及び代休日の指定
- (6) 課長等及び副参事の管理職員特別勤務命令
- (7) 課長等及び副参事の仕事引継の報告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が指示する事項

事務部長専決事項

- (1) 事務局の課及び伊勢市教育研究所の総合調整
- (2) 1件500万円未満の不用物品（学校の用に供されていたものに限る。）の処分の決定
- (3) その他教育行政全般に関する事項

学校教育部長専決事項

- (1) 事務局と学校との総合調整
- (2) 1件100万円以上300万円未満の不用物品（学校の用に供されていたものに限る。）の処分の決定
- (3) その他学校教育全般に関する事項

第5条を削る。

第6条の表学校教育課長専決事項の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同表社会教育課長専決事項の項に次の1号を加える。

- (6) 社会教育施設に関する事務処理

第6条の表スポーツ課長専決事項の項に次の1号を加える。

(4) やすらぎ公園プールに関する事務処理

第6条の表文化振興課長専決事項の項第3号中「尾崎罌堂記念館」を「文化施設」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同表教育研究所長専決事項の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 学校視聴覚教育・情報教育の運営指導

第6条を第5条とする。

第7条中「教育次長」を「部長等」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程（平成20年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育部長」を「学校教育部長」に改める。

第15条第1項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 事務部長 1人

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市固定資産評価審査委員会
委員長 中 林 年 美

伊勢市固定資産評価審査委員会訓令第1号

伊勢市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する訓令

伊勢市固定資産評価審査委員会規程（平成17年伊勢市固定資産評価審査委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「日時」を「期限」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第5条の2 法433条第11項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の審査庁が定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第7条の見出し中「資料及び記録」を「審査の議事及び決定に関する記録」に改め、同条第1項中「法第433条第3項の規定によって提出させた資料及び」を削る。

第8条の表1の項中「様式第1号」を「様式第1号から様式第1号の4まで」に改め、同表8の項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第39条」を「行政不服審査法第27条」に改め、同表9の項中「第29条第2項」を「第35条第2項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日			
(宛先) 伊勢市固定資産評価審査委員会			
固定資産評価審査申出書			
地方税法第432条の規定により審査の申出をします。			
審査申出人	住所又は居所 (所在地)	〒 TEL ー 番	
	ふりがな 氏名 (名称)	Ⓜ	
	代表者 又は 管理人	区分	代表者 ・ 管理人 (該当するものを○で囲む。)
		住所 又は 居所	〒 TEL ー 番
	ふりがな 氏名	Ⓜ	
総代又は 代理人	区分	総代 ・ 代理人 (該当するものを○で囲む。)	
	住所又は居所	〒 TEL ー 番	
	ふりがな 氏名	Ⓜ	
	上記の者は、本件審査申出に関する一切の行為(審査申出の取下げを除く。)について、審査申出人の代理人であることに相違ありません。		
	審査申出人	Ⓜ	
審査申出に係る 処分の内容			
納税通知書等の 交付を受けた日	年 月 日		
審査申出の 趣旨及び理由	別添申出明細書 { 土地 枚 } { 家屋 枚 } のとおり { 償却資産 枚 }		
添付書類名			
口頭で意見を 述べる機会	求める ・ 求めない (該当するものを○で囲む。)		

(注)

- 1 申出書及び申出明細書は、正副2通を提出してください。
- 2 申出に係る土地、家屋又は償却資産の所在する場所を示す案内図を添付してください。
- 3 代表者若しくは管理人又は総代は、その資格を証明する書類を添付してください。

様式第 1 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第1号の2（第8条関係）

申出明細書（土地）				
審査申出土地 台帳登録事項	所有者	住所又は居所 （所在地）		
		ふりがな 氏名 （名称）		
		代表者又は 管理人の氏名		
		所在地	現況地目	現況地積
審査申出の趣旨	台帳価格を_____円（申出価格）に修正することを求める。			
審査申出の理由	（申出価格の根拠等をできるだけ具体的に書いてください。なお、この欄に書ききれない場合は、別紙を用いてください。）			

（注）

- 1 この申出明細書は、1筆ごとに作成してください。ただし、審査申出の理由が同一である場合は、複数の筆を合わせて記載することができます。
- 2 審査申出の理由に関する証拠書類等がある場合は、添付してください。

様式第1号の3（第8条関係）

申出明細書（家屋）						
審査申出家屋 台帳登録事項	所有者	住所又は居所 （所在地）				
		ふりがな 氏名 （名称）				
		代表者又は 管理人の氏名				
	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	台帳価格
審査申出 の趣旨	台帳価格を_____円（申出価格）に修正することを求める。					
審査申出の理由	（申出価格の根拠等をできるだけ具体的に書いてください。なお、この欄に書ききれない場合は、別紙を用いてください。）					

（注）

- 1 この申出明細書は、1棟ごとに作成してください。ただし、審査申出の理由が同一である場合は、複数の棟を合わせて記載することができます。
- 2 審査申出の理由に関する証拠書類等がある場合は、添付してください。

様式第1号の4（第8条関係）

申出明細書（償却資産）							
審査申出資産	所有者	住所又は居所 （所在地）					
		ふりがな 氏名 （名称）					
		代表者又は 管理人の氏名					
	所在地						
	種類	名称等	数量	取得 年月	取得 価額	耐用 年数	台帳 価格
審査申出の趣旨	台帳価格を_____円（申出価格）に修正することを求める。						
審査申出の理由	（申出価格の根拠等をできるだけ具体的に書いてください。なお、この欄に書ききれない場合は、別紙を用いてください。）						

（注）

- 1 この申出明細書は、1品目ごとに作成してください。ただし、審査申出の理由が同一である場合は、複数の品目を合わせて記載することができます。
- 2 審査申出の理由に関する証拠書類等がある場合は、添付してください。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市固定資産評価審査委員会

伊勢市長



弁明書

審査申出人 から 年 月 日付けで提出された固定資産評価
審査申出書について、下記のとおり弁明します。

記

- 1 弁明の趣旨

- 2 申出資産の評価方法

- 3 弁明の理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日		
(宛先) 伊勢市固定資産評価審査委員会 固定資産評価審査反論書 年 月 日付けの弁明書に対し、次のとおり反論します。		
審査申出人	住所又は居所 (所在地)	
	ふりがな 氏名 (名称)	⑩
	代表者又は 管理人	区分 代表者・管理人 (該当するものを○で囲む。)
	住所 又は 居所	
	ふりがな 氏名	⑩
反論の内容	(弁明書に対する反論をできるだけ具体的に書いてください。なお、この欄に書ききれない場合は、別紙を用いてください。)	

(注) 審査申出人は、この申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について、伊勢市長に対し、書面で照会をすることができます。評価方法を確認したい場合などは、あらかじめ伊勢市長に書面で照会の上、その回答に基づいて具体的に反論してください。

様式第5号中 「伊勢市固定資産評価審査委員会」を「伊勢市固定資産
委員長」印

評価審査委員会 印 に、「所在・地番」を「所在地」に改める。

様式第6号から様式第8号までを次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日	
(宛先) 伊勢市固定資産評価審査委員会	
固定資産評価審査口述書	
伊勢市固定資産評価審査委員会条例第8条第4項の規定により、口頭による証言に代えて口述書を提出します。	
提出者	住所又は居所
	ふりがな 氏 名
(1) 証言すべき事項	⑩
(2) その他必要な事項	

審 査 決 定 書

審査申出人

審査申出人の 年 月 日付け 年度固定資産課税台帳登録価格
に係る審査の申出について、次のとおり決定する。

主 文


理 由

第1 事案の概要

第2 審査申出人及び伊勢市長の主張の要旨

第3 決定理由（当委員会の判断）

年 月 日

伊勢市固定資産評価審査委員会 

審査長委員

委 員

委 員

様式第8号（第8条関係）

固定資産評価審査申出取下書			
年 月 日			
(宛先) 伊勢市固定資産評価審査委員会			
固定資産評価審査取下書			
年 月 日付けで審査の申出をしましたが、下記のとおり取り下げます。			
審査申出人	住所又は居所 (所在地)	〒 TEL ー 番	
	ふりがな 氏名 (名称)	Ⓜ	
	代表者 又は 管理人	区分	代表者 ・ 管理人 (該当するものを○で囲む。)
		住所又は居所	〒 TEL ー 番
		ふりがな 氏名	Ⓜ
総代理人 又は	区分	総代 ・ 代理人 (該当するものを○で囲む。)	
	住所又は居所	〒 TEL ー 番	
	ふりがな 氏名	Ⓜ	
	上記の者は、本件審査申出の取下げについて特別の委任をした代理人であることに相違ありません。		
	審査申出人 Ⓜ		
取り下げる申出資産	土地・家屋・償却資産 (該当するものを○で囲む。)		
取り下げる内容	審査申出の 全部・一部 (該当するものを○で囲む。)		
	(審査申出の一部を取り下げる場合は、その事項について記載してください。)		

様式第9号中 「伊勢市固定資産評価審査委員会」を「伊勢市固定資産
委員長」

評価審査委員会「印」に、「立会いとして出席してください」を「立ち
会ってください」に、「所在・地番」を「所在地」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊勢市固定資産評価審査委員会規程の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって当該登録された価格に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第419条第3項の規定による公示の日又は地方税法第417条第1項の通知を受けた日が平成28年4月1日以後の日であるもの（以下「申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出」という。）について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第1号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

病院企業一般職給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	

外 の 職 員	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400

31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200

52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	

73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	

93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		

	114		299,800					
	115		300,100					
	116		300,500					
	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再 任 用 職 員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

の 区 分	給 号					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400

18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400

39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200

60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	
71	208,600	251,900	282,100	310,600	
72	209,200	252,400	282,800	311,100	
73	209,700	252,600	283,600	311,400	
74	210,300	253,000	284,300	311,900	
75	210,900	253,500	285,100	312,400	
76	211,700	254,000	285,900	312,800	
77	211,900	254,600	286,500	313,000	
78	212,600	255,000	287,000	313,300	
79	213,200	255,500	287,500	313,600	
80	213,800	256,000	287,900	313,900	

81	214,500	256,300	288,300	314,200
82	215,100	256,600	288,700	314,500
83	215,700	256,900	289,200	314,800
84	216,400	257,200	289,700	315,100
85	217,100	257,400	290,100	315,300
86	217,700	257,600	290,700	315,700
87	218,300	257,900	291,300	316,000
88	219,000	258,200	291,900	316,200
89	219,500	258,400	292,200	316,400
90	220,100	258,600	292,700	316,700
91	220,700	259,000	293,200	317,000
92	221,300	259,200	293,600	317,300
93	221,700	259,500	294,000	317,500
94	222,200	259,900	294,500	317,800
95	222,700	260,200	295,000	318,100
96	223,200	260,500	295,500	318,300
97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300

101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	
103	227,000	262,300	298,300	
104	227,600	262,600	298,600	
105	228,000	262,800	298,900	
106	228,500	263,000	299,300	
107	229,000	263,300	299,700	
108	229,400	263,500	300,100	
109	229,600	263,800	300,400	
110	230,000	264,100	300,800	
111	230,500	264,400	301,200	
112	231,000	264,600	301,500	
113	231,400	264,800	301,700	
114	231,900	265,100	302,000	
115	232,400	265,300	302,300	
116	232,900	265,500	302,500	
117	233,200	265,800	302,700	
118	233,600	266,100	303,000	
119	234,000	266,400	303,300	
120	234,400	266,700	303,500	
121	234,800	266,800	303,700	

	122		267, 100	304, 000		
	123		267, 400	304, 300		
	124		267, 700	304, 500		
	125		267, 800	304, 700		
	126		268, 100	305, 000		
	127		268, 400	305, 300		
	128		268, 700	305, 500		
	129		268, 800	305, 700		
	130		269, 100	306, 000		
	131		269, 400	306, 300		
	132		269, 700	306, 500		
	133		269, 800	306, 700		
	134		270, 100			
	135		270, 400			
	136		270, 700			
	137		270, 800			
再 任 用 職 員		192, 400	203, 500	222, 000	242, 800	273, 500

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成 17

年伊勢市病院事業管理規程第1号)に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

病院企業医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100	565,300
	2	245,800	331,600	397,200	472,400	568,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600	571,500
	4	250,800	337,600	403,000	476,900	574,600
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	5	253,100	340,300	405,700	479,200	577,500
	6	256,900	343,600	408,400	481,400	579,900
	7	260,700	346,800	411,200	483,600	582,300
	8	264,500	349,900	414,000	485,800	584,700
	9	268,100	352,900	416,600	487,800	586,900
	10	272,100	355,900	419,300	489,900	588,400
	11	276,100	359,000	422,000	492,000	589,900
	12	280,100	362,200	424,700	494,100	591,400

13	283,900	365,300	427,200	496,200	592,900
14	287,900	368,900	429,700	498,300	594,000
15	291,800	372,300	432,100	500,400	595,100
16	295,700	376,000	434,600	502,500	596,000
17	299,500	379,600	436,800	504,600	597,200
18	303,100	382,300	439,200	506,600	598,200
19	306,600	385,100	441,600	508,600	599,200
20	310,200	387,900	444,000	510,600	600,200
21	313,800	390,800	446,000	512,400	601,200
22	317,500	393,400	448,400	514,200	
23	321,000	396,000	450,800	516,100	
24	324,700	398,600	453,100	518,000	
25	328,200	400,900	455,300	519,700	
26	331,000	403,200	457,600	521,500	
27	333,700	405,500	459,800	523,300	
28	336,300	407,800	462,100	525,100	
29	339,100	410,200	464,300	527,000	
30	341,400	412,300	466,600	528,800	
31	343,600	414,300	468,900	530,600	
32	346,000	416,400	471,100	532,400	
33	348,400	418,500	473,100	534,000	

34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000
42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700

55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	
72		472,200	525,300	
73		472,600	526,100	
74		473,200	527,000	
75		473,900	527,900	

76	474,600	528,600
77	475,000	529,400
78	475,600	530,300
79	476,200	531,200
80	476,700	532,100
81	477,300	532,900
82	477,800	533,800
83	478,300	534,700
84	478,800	535,600
85	479,200	536,400
86	479,800	537,300
87	480,200	538,200
88	480,700	539,100
89	481,200	539,900
90	481,800	
91	482,400	
92	482,800	
93	483,300	
94	483,900	
95	484,500	
96	485,100	

	97		485,600			
再 任 用 職 員		295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号給がこの規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「旧規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号給とするものとする。
- 3 施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のう

ち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与（伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成 27 年伊勢市病院事業管理規程第 3 号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第2号

伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員被服貸与規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

貸与を受ける職員	品目	数量	期間	備考
医療相談員、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、視能訓練士、歯科技工士及び医療技術部に所属する一般事務員	白衣又は診療衣	1	1年	
歯科衛生士、助産師、看護師、准看護師及び看護補助者	看護衣、白衣又は診療衣	1	1年	
調理師及び調理員	調理衣	1	1年	
	長靴	1	1年	
	帽子	1	1年	

備考 職員に採用後初めて貸与品を貸与する場合には、白衣、診療衣、看護衣及び調理衣の数量は、それぞれ2着とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。